

令和 7 年 4 月 1 日

居宅介護支援重要事項説明書

医療法人社団 光寿会

居宅介護支援事業所 なすび園

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

1. 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 光寿会
代表者名	荒木康博
本社所在地・連絡先	熊本市西区春日 3 丁目 1 番 20 号 Tel 096-326-8000 Fax 096-359-4763

2. 事業所の概要

1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 なすび園
所在地・連絡先	熊本市西区沖新町 3353 Tel 096-311-4050 Fax 096-329-1091
事業所番号	4350180180
管理者の氏名	村上 ひふみ

2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		常勤換後の人数	職務の内容
		常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	管理業務
介護支援専門員	2	1.5		1.5	ケアプラン作成

3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市西部地区・南部地区
---------	--------------

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4) 営業日

営業日	営業時間
平日(月曜日～土曜日)	8：30～17：30
営業しない日	日曜日・年末年始

3.提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

(原則として月1回の訪問によるケアプランの説明を行います。)

1) 介護サービス

- ア・居宅サービス計画の作成
- イ・要介護認定の申請代行
- ウ・給付管理業務
- エ・施設入所等の相談
- オ・福祉用具貸与・購入の相談

2) 介護予防サービス

(原則として3ヵ月に1回の訪問によるケアプランの説明を行います。)

- ア・介護予防サービス計画の作成
- イ・要支援認定の申請代行
- ウ・予防給付管理代行
- エ・福祉用具貸与・購入の相談

4.当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

5.費用

1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

<料金表>

1) 要介護認定者の利用料金

① 居宅介護支援費 (Ⅰ)

<取扱件数が 40 件未満>

要介護 1・2 10,860 円

要介護 3・4・5 14,110 円

① 居宅介護支援費 (Ⅱ)

<取扱件数が 40 件以上 60 件未満>

要介護 1・2 5,440 円

要介護 3・4・5 7,040 円

(→40 件以上 60 件未満の部分のみ適用)

② 居宅介護支援費 (Ⅲ)

<取扱件数が 60 件以上の場合>

要介護 1・2 3,260 円

要介護 3・4・5 4,220 円

(→40 件以上の部分のみ適用)

※ 新規利用及び要介護状態が 2 段階以上変更となった場合月には初回加算
(3,000 円) があります。

2) 要支援認定者の利用料金

(ただし各地域包括支援センターとの契約による)

① 初回加算 3,000 円

② 介護予防支援費 4,420 円/月

6.事業所の特色等

1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し適切なサービスを受けるための居宅サービス計画を作成し、被保険者に代わって要介護認定、要支援認定の申請を行う。又は市町村から受託した場合は、実際に調査業務にあたる事を目的とする。

2) 運営方針

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、配慮して行ない、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮しておこなう。

又、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に公正、中立の立場に立って特定の居宅サービス事業者にサービスの提供が不当に偏ることのないように行うものとする。

3) その他

事項	内容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	適宜な方式によりお客様の直面している課題等を分析評価し、お客様と協議の上ケアプランを作成します。又、サービス提供の目標の達成状況を3ヵ月ごとに評価を行いケアプランに反映し説明申し上げます。
従業員研修	年6回、居宅サービスの研修を行っています。

7.サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	吉田 亜津美
	ご利用時間	8：30～17：30
	ご利用方法	電話 311-4050 面談 苦情箱（なすび園に設置）

また、介護サービス苦情窓口として

熊本県国民健康団体連合会

〒 862-0911

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館5階

TEL(096)214-1101

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで。

上記以外は留守番電話で対応。

情報提供者の秘密は厳守します。

来所相談にも応じます。

※上記機関もご利用ください。

8.担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は[]ですが、
やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

9.お客様へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書は、お客様の
介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に
保管してください。

私は、本書面に基づいて居宅支援事業所なすび園の職員[]
から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

<利用者>

〒
住所

氏名

印

<利用者の身元引受人>

〒
住所

氏名

印